

第4回検討会議事概要

1. 資料1～3について

- ナノマテリアルの安全対策に関する検討に当たり、一般的に言われている1 nm～100nmといった範囲に限定せず、ナノマテリアルを幅広く捉えることでよいと思うが、自然発生物や不純物・夾雑物といった非意図的に生成されるナノマテリアルについては除外してよいのではないか。
- ナノサイズになると、サイズやアスペクト比の変化によって性質が変化し得る点を考慮すべき。
- ナノマテリアルの溶媒中や体内での粒度分布に着目することも重要。

2. 資料4（ナノマテリアルの安全対策に係る論点）について

(1) 論点1. (1) ナノマテリアルの安全対策に必要な情報について

- ナノマテリアルの国内使用量を把握すべき。
- 情報収集に当たっては、情報の質にも注意する必要がある。ナノマテリアルについて研究されている、又はナノマテリアルを含有する製品である、とされていても、実際にはナノサイズではないものである可能性がある。
- 過去に実施された研究・試験のうち、相反する結果が出たものについて、相反する結果となった理由を解析する必要があるのではないか。
- ナノマテリアルを含有する化粧品などの広告について、有効性だけでなく安全性についても触れられているかといった観点から、その実態を調査する必要があるのではないか。
- 化粧品についても、個別の製品についての自主的な副作用報告等があるとのことだが、年間約3万件の副作用報告の中から、ナノマテリアルの影響のものを拾い出すのは困難。したがって、動物の試験結果等から副作用等の症状を予測し、その上で副作用報告等を調べる必要があるのではないか。
- 動物への影響がないからといって、必ずしも人へも影響がないというわけではないと考えられる。
- 消費者としては、化粧品と食品を気にしている。ナノマテリアルを含有すると広告している健康食品などもあるようだ。他方、ナノマテリアルを含有していると表示・広告している食品の中にナノマ

テリアルが実際に含有されているかどうかを確認する必要がある。

(2) 論点 1. (2) ナノマテリアルの今後の研究方針について

- 様々なばく露経路が考えられるが、そのうち経皮及び吸入が重要であると思う。
- ナノマテリアルの人の健康への影響について、なんらかの研究の結果が出された場合には、その影響がナノ化したための影響なのか、化学物質が本来持つ影響なのか区別する必要があるのではないか。
- ナノマテリアルの試験法確立には時間がかかると予想されるので、ナノマテリアルの国内製造量と何らかの疾病との関連について、疫学的な調査を並行して行うべきではないか。

(3) 論点 1. (3) 省庁間の連携について

- 省庁間の連携等については、事務局で検討する。

(4) 論点 1. (4) 関係事業者等における取組等について

- 事業者として、ナノマテリアルの安全対策について何もしていないわけではなく、粒度分布などに十分気をつけている。また、透明性を確保しながら進めていきたいと考えている。
- 国から事業者に依頼してデータを収集するのではなく、事業者の方から自主的にナノマテリアルの安全性についての情報が提供されるような仕組みが望ましい。

(5) 論点 1. (5) 国際的な取組について

- 国際的な取組を引き続き継続する必要がある。

(6) 論点 1. (6) 消費者に対する情報提供等について

- 事業者においては、現在事業者が保有している情報を公表し、透明性を確保してほしい。
- 事業者としては、できるだけ情報を公開する方向にある。
- ナノマテリアルが含有されていることを製品に表示してほしい。
- 現時点では、ナノマテリアルの定義が決まっていないため、製品に表示するのは難しい。また、定義が決まったとしても、すべてのナノマテリアルを表示する必要があるかということも検討すべき。
- 情報のコミュニケーションが重要。

(7) その他

- 現在、ナノマテリアルについての科学的知見は不十分であるので、今後の方向性としては、ナノマテリアルについてのリスクを注視し、ナノマテリアルのリスクについてきちんと情報を提供するということになるのではないか。
- 報告書の構成としては、まず、ナノマテリアルの安全対策に係る日本の方針について言及し、その後で、リスクをどうやって評価していけばよいかといった個別の論点について記載すべき。